

議案第100号

(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約(平成27年12月15日議決、平成29年12月14日変更議決及び平成30年12月13日変更議決)の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4の契約金額「7,992,095,053円」を「8,071,986,329円」に変更する。

参考資料

- 1 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について(平成27年11月26日提出・平成27年12月15日議決)

1	事業名	(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業
2	履行場所	川崎市麻生区栗木2丁目8番3
3	契約の方法	総合評価一般競争入札
4	契約金額	8,083,958,233円
5	契約期間	契約締結の日から平成44年3月31日まで
6	契約の相手方	川崎市中原区上小田中2丁目3番6号 株式会社 川崎北部学校給食サービス 代表取締役 山本 徳憲

- 2 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について(平成29年11月27日提出・平成29年12月14日議決)

4の契約金額「8,083,958,233円」を「7,993,822,000円」に変更する。

- 3 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について(平成30年11月26日提出・平成30年12月13日議決)

4の契約金額「7,993,822,000円」を「7,992,095,053円」に変更する。

4 変更理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、維持管理・運營業務にかかるサービス購入料の消費税率の改定を行うことにより、契約金額を変更するもの。